

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 公共交通感染症対策事業（研修費用助成）

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が拡大する状況においても、運行継続を求められる公共交通事業者において、新型コロナウイルス感染症まん延防止の徹底を目的とする研修費用を助成します。</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施事業者 1社当たり10万円 ・研修参加者 1名当たり1万2千円を乗じた額 ※1社当たり総額 上限額20万円
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症まん延防止の徹底を目的とする研修を令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に実施した市内に事業所・営業所を有するバス事業者及びタクシー事業者
<p>申請手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・企業概要書 ・配送事業に関する許可証の写し（営業許可証等） ・従業員数を証明する書類の写し（運転手台帳、雇用台帳等） ・社内研修実績報告書 ・暴力団等排除に関する誓約書
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課 津山市山北520（津山市役所東庁舎2階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>申請期間：令和2年5月15日～令和2年7月31日</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2075</p>
<p>備考</p>	